

表：70歳以上の負担割合および提示物の分類とそれに対応する上限額およびレセプト記載

一部負担金の割合	窓口で患者に提示してもらうもの※1	「限度額適用認定証」等の記載	外来における高額療養費制度の上限額	レセプトの特記事項欄	レセプトの摘要欄
3割	「被保険者証」のみ	—	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円※2>	26 区ア	—
	「被保険者証」のほか「限度額適用認定証」	「現役並みⅡ」 または「現役Ⅱ」	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円※2>	27 区イ	—
		「現役並みⅠ」 または「現役Ⅰ」	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円※2>	28 区ウ	—
2割 または 1割	「被保険者証」のみ	—	18,000円※3	29 区エ	—
	「被保険者証」のほか「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」	「Ⅰ」または「Ⅱ」	8,000円	30 区オ	低所得者Ⅰは「低所得Ⅰ」、低所得者Ⅱは「低所得Ⅱ」

※1：70～74歳の高齢受給者の場合、「高齢受給者証」も提示される。

※2：過去1年以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から多数回該当となり上限額が下がる。

※3：1年間の合計額について、144,000円の上限が設けられている。